

令和3年度

第9回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和3年12月13日

湯沢市農業委員会

第9回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和3年12月13日(月)午後1時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後1時40分

閉会 午後2時15分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原 正明	16番	佐藤 栄子
7番	杓澤 弥	17番	川崎 秀悦
8番	高橋 郁夫	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
9番	西村 一	19番	高橋 伸太郎(会長)
10番	加藤 エリ子		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席
(午後1時40分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	大野 重雄
班 長	阿部 武彦
主 事	佐々木 健琉

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

3 議 案

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案第40号 農業経営強化基盤促進法第18号の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 1 時40分 委員総数19名中ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、1 番 高橋 忠雄 委員、2 番 伊藤 秀郎 委員、の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 2 件、議案 4 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(大野事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>大野事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書 2 ページから 3 ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は14件、面積47,009㎡であります。解約理由は、整理番号第53号、54号は農業廃止のため、整理番号第55号、61号、62号は第三者へ利用権設定するため、整理番号第56号、57号、63号、64号は所有者の都合による、整理番号第58号は借人死亡のため、整理番号第59号は借人の都合による、整理番号第60号、66号は契約内容を変更するため、整理番号第65号は第三者へ所有権移転するためとなっております。</p> <p>2 使用貸借契約合意解約通知は 1 件、面積612㎡であります。解約事由は、第三者に利用権設定するためとなっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>

阿部班長	<p>(議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和3年12月13日提出。</p> <p>議案書5ページから6ページをご覧ください。賃貸借権設定は4件、面積43,365㎡であります。申請事由は、申請番号第6号は相手方の要望による、申請番号第7号は高齢による経営縮小のため、申請番号第8号、9号は経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書7ページから8ページをご覧ください。所有権移転は5件、面積3,038㎡であります。申請事由は、申請番号第34号、38号は農業廃止のため、申請番号第35号は負債整理のため、申請番号第36号は経営縮小のため、申請番号第37号は高齢による経営縮小のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	説明が終わりました。
議 長	暫時休憩します。 (午後1時49分)
議 長	再開します。 (午後1時52分)
議 長	<p>質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第38号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢</p>

<p>議 長</p>	<p>市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和3年12月13日提出。</p> <p>議案書10ページから27ページをご覧ください。利用権設定は賃貸借権が67件、面積は447,197.49㎡であります。新規の設定が15件、再設定が52件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。使用貸借権は2件、面積は12,355㎡であります。すべて再設定であります。</p> <p>次に議案書28ページをご覧ください。所有権移転は3件、面積は20,543㎡であります。申請事由は、整理番号第12号は小作地買収のため、整理番号第13号、14号は経営拡張のためであります。整理番号第14号は農地中間管理事業農地売買等支援事業による所有権移転であります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>4 番</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>所有権移転申請番号第14号の秋田県農業公社が取得した土地は今後どうなるのか。</p>
<p>阿部班長</p>	<p>公社から買い受ける方が10年間で分割して売買金額を支払うことになっており、支払い完了後に買い受ける方に所有権が移転することになり</p>

<p>議 長</p>	<p>ます。</p> <p>他にご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第39号の利用集積計画を計画のとおり決定することといたします。次に、議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>阿部班長</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」、朗読説明)</p> <p>議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和3年12月13日提出。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ここで、議案書30ページから32ページの農地中間管理事業のうち集積計画整理番号(転貸人へ)第141号、142号、143号、144号、145号及び集積計画整理番号(転借人へ)第149号は2番 伊藤 秀郎 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席を</p>

	<p>お願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、集積計画整理番号（転貸人へ）第141号、142号、143号、144号、145号及び集積計画整理番号（転借人へ）第149号を審議しますので、2番 伊藤 秀郎 委員の退席をお願い致します。</p> <p>（2番 伊藤 秀郎 委員、退席） （午後1時59分）</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>（阿部班長、挙手）</p>
議 長	<p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>（農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）集積計画整理番号（転貸人へ）第141号、142号、143号、144号、145号及び集積計画整理番号（転借人へ）第149号について、朗読説明）</p> <p>議案書30ページから31ページをご覧ください。集積計画整理番号（転貸人へ）第141号、142号、143号、144号、145号は面積39,767㎡で、貸付理由は経営縮小のためであります。集積計画整理番号（転借人へ）第149号は経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>（質問なしの声あり）</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>

議 長	<p>全員挙手。集積計画整理番号（転貸人へ）第141号、142号、143号、144号、145号及び集積計画整理番号（転借人へ）第149号を承認することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>（2番 伊藤 秀郎 委員、着席） （午後2時1分）</p>
議 長	<p>次に、議案第40号議事参与制限以外の利用集積計画について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>（阿部班長、挙手）</p>
議 長	<p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>（議案第40号議事参与制限以外の利用集積計画について、朗読説明）</p> <p>議案書31ページから32ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用集積計画は、集積計画（転貸人へ）は3件、面積36,737㎡であります。貸付理由については、整理番号第138号、139号は経営縮小のため、第140号は農業廃止のためとなっております。集積計画（転借人へ）は3件、すべて経営拡張による借り受けであります。</p> <p>賃料については総会資料記載のとおりであります。すべての利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。集積計画について、何かご質問ありませんか。</p> <p>（質問なしの声あり）</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>

<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議事参与制限以外の利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」1農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和3年12月13日提出。</p> <p>初めに5条賃貸借権設定申請番号第4号について説明させていただきます。議案書34ページ、議案付属資料は6ページから12ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。</p> <p>申請内容は、リース業を営む申請者が建設機械等の種類の多様化により既存の機械置場では手狭になることから、申請地を借り受け新たに建設機械置場として整備するための転用であります。申請地は、幡野地区センターから南へ約0.9km、湯沢文化会館から北へ約2.2kmに位置し、東・西・北側は宅地、南側は田に隣接しております。農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断しております。事業計画は、盛土等の造成工事を行わず、資材置場●㎡を整備するものです。事業費は、用地借上経費●、計●円であります。資金計画は、全額自己資金で通帳の写しで確認しております。被害防除計画については隣接地と申請地で高低差がなく崩落等の危険性がないことから特に行わないものです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第2種農地であります。申請農地に代えて当該事業の目的を達成できる他の土地は無く、不許可の例外である農地法施行規則第33条第4号に該当</p>

するものと考えられるためやむを得ないと判断しております。

次に5条所有権移転申請番号第24号について説明させていただきます。議案書35ページから36ページ、議案付属資料は13ページから19ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●m²であります。

申請内容は、事業拡大に伴い分散していた資材置場を集約し、手狭となっていた駐車場を一部拡張するための転用であります。申請地は、市立稲川中学校から南へ約0.4km、市立三梨小学校から北東へ約1.3kmに位置し、東・南側は田、西側は道路、北側は宅地に隣接しております。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地であることから第1種農地と判断しております。事業計画は、高さ●m、土量●m³の造成工事を行い、資材置場●m²、駐車場●m²、通路●m²を整備するものです。事業費は、用地取得費●円、造成・整地経費●円、測量・登記経費●円、搬入費等諸経費●円、計●円となっております。資金計画は全額自己資金で残高証明書により確認しております。被害防除計画は、東・西・南側を法面保護し、北側を隣接する宅地と同一高さに盛土整地するものです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。申請地は第1種農地であります。申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、不許可の例外である農地法施行規則第33条第4号に該当するものと考えられるためやむを得ないと判断しております。

次に5条所有権移転申請番号第25号について説明させていただきます。議案書36ページ、議案付属資料は20ページから26ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●m²であります。

申請内容は、区画整理事業が施工済みの地域で宅地供給には農地以外に適地がなかったことから、申請地を取得して宅地分譲地を造成するための転用であります。申請地は、湯沢市役所から南西へ約1.7km、市立湯沢南中学校から北へ約0.9kmに位置し、東・南側は宅地、西・北側は道路に隣接しております。農地区分は、都市計画区域・第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地と判断しております。事業計画は、高さ●m、土量●m³の造成工事を行い、3区画の宅地分譲地を整備するものです。事業費は、用地取得費●円、造成・整地経費●円、施設経費●円、設計費●円、測量登記経費●円、諸経費●円、計●円となっております。

	<p>ます。資金計画は全額自己資金で残高証明により確認しております。被害防除計画については隣接地と申請地で高低差がなく崩落等の危険性がないことから特に行わないものです。汚水・生活雑排水は公共下水道で処理し、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ここで、現地確認結果について、13番 佐々木 昇 委員から報告願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>(13番 佐々木 昇 委員、挙手) 13番 佐々木 昇 委員。</p>
<p>13番</p>	<p>議案第41号の現地確認について報告いたします。 11月26日、14番 藤谷 清志 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用に当たっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第41号の農地法第5条の規定による許可申請について質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、議案第41号の農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>

議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第41号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>これもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時15分終了)</p>
-----	---

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和3年12月13日

議長 高橋伸太郎

署名委員 1番 高橋忠雄

署名委員 2番 伊藤秀吉